

児童発達支援《通所支援》ご利用の流れ

春日部市立ふじ学園

1 ご利用（入園）にあたって

ご利用をご検討される方は、まずはお電話にてお問合せください。【☎ 048-754-4017】

どのような支援をさせていただけるのか、お子様の状況もお聞かせいただき、お子様の支援内容についてご相談させていただきたいと思っております。

【注】定員に空きがある場合、満3歳の誕生日を過ぎていれば年度途中でも入園できます。

毎月10日までに入園申込書を提出いただくと、翌月1日に入園できます。

例) 6月2日見学・相談 → 6月10日申込書提出 → 7月1日入園

2-1 はじめて、児童発達支援をご利用の場合（通所受給者証をお持ちでない場合）

- ①お問い合わせいただいたのち、施設見学、相談
- ②市役所障がい者支援課または庄和総合支所福祉・健康保険担当へお問い合わせいただき、必要書類（手帳をお持ちでない方は、かかりつけ医の診断書など）をご確認のうえ障害児通所給付費の支給申請をしてください。
- ③通所受給者証の交付、受領
- ④入園申込書を市役所障がい者支援課または庄和総合支所福祉・健康保険担当へ提出
- ⑤入園説明・利用契約（※）
- ⑥利用開始

2-2 通所受給者証をお持ちの場合

- ①お問い合わせいただいたのち、施設見学、相談
- ②入園申込書を市役所障がい者支援課又は庄和総合支所福祉・健康保険担当へ提出（通所受給者証の内容（支給量等）に変更がある場合は併せてご相談をお願いします。）
- ③入園説明・利用契約（※）
- ④利用開始

※入園説明の際、重要事項説明を行わせていただき、利用契約の手続きを行います。

各書類に捺印をいただきますので、当日は以下のものを、持参してください。

・印鑑・通所受給者証（契約支給量と契約内容の記載確認のため）

3 利用契約後（個別支援計画の作成等）

- ①児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成いたします。
- ②保護者の方に個別支援計画をご説明し、ご承認をいただきます。

4 利用開始

利用契約を完了し、個別支援計画のご承認をいただき次第、ご利用開始となります。

5 ご利用料金

通所受給者証に記載されている、負担上限月額以上の金額をいただくことはありませんが、別途、おやつ代や材料費等の実費をいただく場合があります。

【お支払い上限額】

- ・市民税非課税世帯のご家庭・・・0円
- ・世帯所得約900万円までのご家庭・・・月額上限 4,600円
- ・世帯所得約900万円以上のご家庭・・・月額上限 37,200円